

福井県ウクライナ避難民支援金配分委員会設置要綱

（目的）

第1条 ロシアのウクライナへの軍事侵攻により、福井県にウクライナから避難された方を救援するために寄せられた支援金を配分するため、福井県ウクライナ避難民支援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 残金が生じた場合は、日本赤十字社を通じてウクライナでの人道危機対応およびウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動の支援に充てる。

（委員会の審議事項）

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）配分の対象
- （2）配分の基準
- （3）配分の方法
- （4）その他支援金の配分に関し必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）福井県交流文化部副部長
- （2）公益財団法人福井県国際交流協会専務理事
- （3）日本赤十字社福井県支部事務局長

（役員）

第4条 委員会には、委員長、副委員長をそれぞれ1名置く。

2 委員長は、福井県交流文化部副部長、副委員長は、公益財団法人福井県国際交流協会専務理事をもって充てる。

（役員の職務）

第5条 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（書面決議）

第6条 前条第1項の規定に関わらず、委員長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聞き、または賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。なお、期日までに到達しない意見または賛否は、議事または議決に加えないものとする。

（事務局）

第7条 委員会の事務を処理するために、福井県交流文化部インバウンド交流課に事務局を置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において決定する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行し、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。